

大館市納税通知書送付用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大館市広告掲載要綱及び大館市広告掲載基準に定めるもののほか、大館市納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

(1) 広告掲載の申し込み時点において、本市の市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している事業者又は過去2年以内に市税等の滞納処分を受けた事業者。

(2) 大館市広告掲載基準第4条第1項(2)から(7)に規定する業種又は事業者。

(広告の掲載基準)

第3条 広告の掲載基準については、大館市広告掲載基準第5条を準用する。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び掲載位置については仕様書に定めるとおりとする。

(封筒の使用期間)

第5条 封筒の使用期間については仕様書に定めるとおりとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は仕様書に定めるとおりとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ及び広報に掲載して行うものとする。ただし、募集掲載枠を超える申し込みがあったときは、市内に主たる事業所を有する掲載希望者を優先して決定し、これにより決定できないときは抽選とする。また、掲載希望件数が募集掲載枠に満たないときは、市内に事業所等を有する者等に対し直接広告の掲載を案内することができる。

(広告原稿の作成等)

第8条 広告の作成は、掲載希望者の責任及び負担で掲載原稿を作成するものとする。ただし、版下作成経費及び印刷経費は市が負担するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、仕様書に定める日までに、大館市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）に掲載原稿（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告内容の審査)

第10条 市長は、大館市広告掲載要綱第4条第1項の規定による審査をしたときは、その結果を大館市納税通知書送付用封筒広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第2号）により掲載希望者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により不承認の決定を受けた場合で、再度の審査を希望する者は、広告の内容を変更し、又は修正し、市長が別に定める日までに広告掲載申込書を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第1項の規定により広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を市長の指定する日までに一括全納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する日までに広告掲載料を納付しなかった場合。
- (2) 指定する日までに原稿を提出しなかった場合。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、広告掲載料の納付指定期日までに、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 封筒の実発送数が予定発送数を下回った場合でも既納の広告料は返還しない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、市長が広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 3 第1項及び前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大館市納税通知書送付用窓付封筒広告掲載取扱要領の規定は、施行の日以後に審査を行う広告について適用し、同日前に審査を行った広告については、なお従前の例による。